

海外社会保障カレント・トピックス(3)

厚生省大臣官房国際課

はじめに

1981年9月から12月初旬までの社会保障をめぐる国際的な動きのいくつかを拾ってみた。

アメリカやイギリスの福祉予算削減計画はやはり強い抵抗に遭遇しているようだ。一方、西ドイツでは、与野党間の再三の交渉の末ようやく、ここで紹介するような予算削減計画の決定をみた。また前回触れたスウェーデンの来年度予算削減案の背景となる新経済政策の全体が明らかになったので、簡単に説明を加えることにした。フランスについてはトピカルな話題ではないが、あまり知られていない児童関係諸手当(児童手当を除く)の概観を試みた。

1. アメリカ — 混迷するレーガン第二次予算削減案と年金改革

レーガン大統領は、1981年9月24日のテレビ演説で、1984年度に財政収支の均衡を達成するため、去る8月に成立した予算法に盛り込まれた352億ドルの節約に加え、さらに160億ドルの財政収支不足対策(予算節約130億ドル、増収30億ドル)を講ずることを提案したが、この

提案の帰趨は現段階では全く明らかとなっていない。

提案の主要な内容は、①国防費及び法定義務福祉費を除く予算の一律12%節約(82年度効果84億ドル)②国防予算の一部削減(同20億ドル)及び③メディケア、メディケイド、AFDC等の節約を内容とする福祉改革パッケージによる削減(同26億ドル)とされている。

また、同大統領は、社会的経済的に大きな争点となっている社会保障年金に関し特に所信を述べ、5月に提案した①早期退職者に対する年金給付率の引下げ②物価スライド実施時期の繰下げ等の提案に固執するものではない旨及びこの問題を超党派で検討する作業委員会の設置を提案した。さらに、応急的対策として、①社会保障信託基金間の借入れを認めること②8月成立予算に盛り込まれるや強い批判を受けた最低保障給付制の廃止を大部分の現行支給者について撤回することを提案した。

この提案を受けて上院は10月15日、①上記応急対策①、②の措置のほか②その財源として疾病給付を最初の6ヶ月につき社会保障税課税対象とするとともに障害年

金に係る世帯給付総額打切制を老齢、遺族年金に導入すること、③社会保障税の一部を障害入院保険から老齢、遺族保険に振替えることを内容とする社会保障法改正案を全会一致で可決した。

2 イギリス — 傷病手当金制度の改正

英国の傷病手当金制度は、社会保険の一環で拠出制、傷病後4日目から6カ月間支給されているが、保守党政権は、①アブゼンティーズム（病気でないのに休んで手当をもらうケースの頻発）の排除、②社会保険事務所職員数の削減という観点から、この制度の改正を検討していた。

1981年10月15日ファウラー保健社会保障大臣は、保守党大会の席上、この問題に関する次のような方針を明らかにした。即ち、①最初の8週間の手当金支給事務を国の機関である社会保険事務所から雇主に移し、②雇主は国に対する社会保険料負担総額から手当支給分を予め控除し、これを支給財源にあてる。これによって、公務員3,000人の削減が期待されている。③また、働くより「病休」の方が「もうかる」ことのないよう、手当金の90%を課税対象とする。

保守党が当初目論んだ手当金財源の1/2雇主負担の導入は、関係団体の強い反対で放棄されていることが注目される。ファウラー大臣は、1983年4月からこの改正を実施したい意向と伝えられているが、雇主、被用者、社会保険事務所関係者等各界の出方が未だ明確でなく、財政赤字対策として期待どおりの効果をおさめることがで

きるかどうか成行きが注目される。

3. 西ドイツ — 1982年度予算における社会保障費の削減

西ドイツ政府は、1981年9月3日、財政健全化のための歳出削減と増税を盛り込んだ1982年度（1982年1月～12月）予算案及び1981-1985年度中期財政計画を閣議決定した。

82年度予算のフレームは次のとおりである。①歳出規模は2,408億マルク（前半2,312億マルク）で伸び率4.2%（同7.2%）②新規国債発行額は265億マルク（同340億マルク）で公債依存度11%（同14.6%）。82年度予算では145億マルクにのぼる収支改善措置が予定されており、そのうち120億マルクは支出削減によって、残り25億マルクは税増収措置（租税優遇措置の廃止、タバコ税引上げ等）によるものである。

120億マルクにのぼる歳出削減計画中国社会保険関連のものは次のとおりである。①従来の医療費節減法で十分対処できず、近年特に費用上昇の目立つ歯科材料等の支出抑制を図るべく新たに医療費節減強化法を制定し、また各種医療保険制度の統合及び公衆保健サービスの導入等を内容とする医療保険制度の抜本的改正を行うなど、医療費節減対策を一層強化する。②第2子に対する児童手当を月額120マルクから、100マルクに、第3子以降月額240マルクを第3子に220マルク、第4子以降240マルクに改める。この改正で毎年約15億マルクの節約になるといわれている。③年金保険料率を1982年から2年間に

限って、18.5%から18.0%に下げ、これによって浮いた財源を失業保険会計に繰り入れ、その分だけ連邦政府の補助金負担を軽減する。

4. フランス — 困難な状況にある児童の養育に関する援助制度の概要

フランスの社会保障制度は疾病給付、老齢給付、家族給付、及び社会扶助から成るが、家族給付の中にある「片親手当」及び「孤児手当」が我が国の児童扶養手当に、「特別教育手当」が特別児童扶養手当に相当するものである。

片親手当は、1976年に創設され、死別、離婚のほか何らかの事情で一人になり、単独で一人以上の児童を養育する者であって、「家族最低収入」未満の収入しかない者に対して給付される。1980年における受給者は約6万人といわれている。

孤児手当は、1970年に創設され、両親又は片親をなくした児童（孤児）を養育する者を援助するものである。「孤児」とは、両親の不明な児童、両親又は片親によって遺棄された児童等「孤児」と同様の状況にある児童を含む。1980年における受給家庭は約39万である。

特別教育手当は、1975年創設され、その目的は障害児を養育することから生ずる追加的出費の一部を補助することにある。支給対象児童は20才未満で、かつ少なくとも50%以上の恒久的廃疾を示す者でなければならない。ただし疾病保険又は社会扶助による全額負担で施設に収容されている児童は含まない。受給者は、1980年現在約7万人である。

これらの制度は国が一元的に管掌しているが国庫負担はなく、財源はすべて全額使用者負担による保険料でまかなわれている。手当の支給等の現業分野は家族手当全国金庫（CNAF）が担当することとされている。

5. スウェーデン — 新経済政策の社会保障への影響

スウェーデン政府は、1981年9月13日夕刻異例の閣議を開き、新しい経済政策を決定した。主要な内容は、①スウェーデン・クローネの10%切下げ（9月14日実施）②82年1月までの物価凍結及び付加価値税の23.46%から20%への引下げなどによるインフレ対策 ③雇用関係法規の改正（6カ月の試用期間の導入）及び健康保険自己負担分の拡大による経済生産力の強化 ④来年度予算における120億クローネの支出削減（連載第2回参照）や、地方財政の伸びに1%の上限を設けること等々による財政健全化などである。

付加価値税の引下げにより物価は若干下がるが、平価切下げにより輸入品価格が上昇するため、全体として家計はややひっ迫するというのが一般的な見方である。

また、医療費の患者負担の引上げについては、10月に次のとおり決定されている。（）内は開業医の場合である。①通院診療1回につき25（30）クローネを30（35）クローネに、②往診加算15クローネを20クローネに、③電話相談は、1回につき10（15）クローネを15（20）クローネに、④パラメディカルによる通院診療1回につき15クローネを20クローネに、⑤

パラメディカルの往診は10クローネを15クローネに、⑥開業パラメディカル受診1回につき20クローネを25クローネに引き上げ、1982年1月1日より実施する。

一方、現在、間接税はエネルギー価格とともに年金算定基礎額の指標から除外されているため（連載第1回参照）、年金額は

平価切下げの影響を全面的に受けて伸びるとともに、付加価値税の引下げ分だけ購買力が増大する。しかし、年金受給者は40億クローネに達する政府の節減政策によって大きな打撃を被るものと思われ、新経済政策は年金受給者にとって必ずしも有利とはいいきれないだろう。